

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、人口の減少により、その地域における教育、医療、防災などの基礎的な生活条件の確保に支障をきたすようになるとともに、産業の担い手不足といった生産機能の維持が困難な地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するため、過疎地域の市町村が行う事業の財源として、特別に発効が認められた地方債（市町村が行う借り入れ）である。

過疎の要件

人口減少率及び財政力要件の基準を満たす市町村
沖縄県内の過疎市町村 18市町村

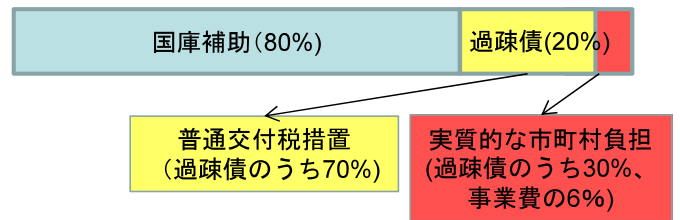
対象事業

- 産業振興施設等
農林業、地場産業、観光関連施設、漁港施設、港湾施設、3セクへの出資 等
- 交通通信施設等
市町村道、農林道、電気通信施設 等
- 厚生施設等
消防施設、保育所、老人福祉施設、一般廃棄物処理施設、火葬場、障害者(児)福祉施設 等
- 教育文化施設
公立小中学校の校舎、公民館、図書館 等
- 自然エネルギーを利用するための施設
- 集落再編整備
- 過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）
地域医療の確保、生活交通の確保、集落の維持・活性化を図るためのソフト事業 等

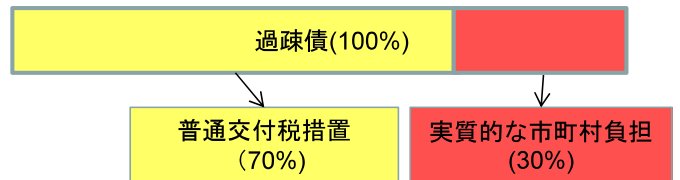
財政上の優遇措置

充当率は原則100%。
元利償還金の70%は、普通交付税の基準財政需要額に算入される。
(他の地方債より高率である)

【国庫補助事業】※一括交付金の場合



【地方単独事業】



辺地対策事業債の概要

辺地対策事業債は、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、公共的施設等の整備を行う事業の財源として特別に発効が認められた地方債（市町村が行う借り入れ）である。

辺地の要件

役場、医療機関、小中学校等までの距離が遠く、交通条件や自然的条件等に恵まれない山間地、離島などのへんびな地域

沖縄県で辺地を有する市町村 22市町村
(市町村内の字等を区域とする)

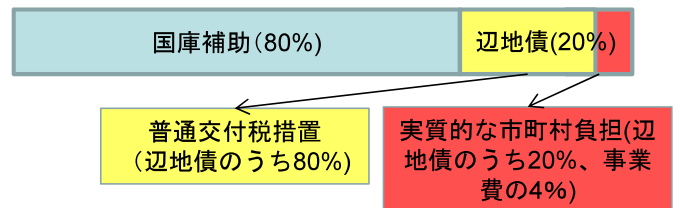
対象事業

- 産業振興施設等
農林業、地場産業、観光関連施設 等
- 交通通信施設等
市町村道、農林道、電気通信施設 等
- 厚生施設等
消防施設、保育所、老人福祉施設 等
- 教育文化施設
公立小中学校教員住宅、体育施設、公民館 等

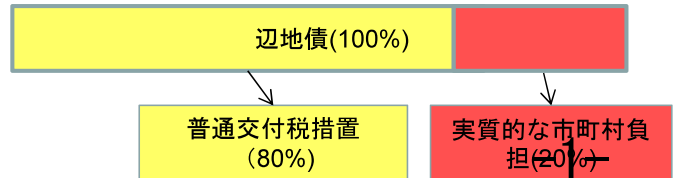
財政上の優遇措置

充当率は原則100%。
元利償還金の80%は、普通交付税の基準財政需要額に算入される。
(他の地方債より高率である)

【国庫補助事業】※一括交付金の場合



【地方単独事業】



定住促進住宅の建設(東村等)

人口の流出を防ぎ、子育て世代(若者)を中心とした定住人口の増加を図るため、定住促進住宅を整備。



学習支援センターの運営(南大東村)

村内には学習塾がないため、村立学習支援センターを設置、運営委託し、村内小学校1年生から中学校3年生までを対象に学習支援を行っている。



イメージ画像

村営バスの運行(国頭村)

公共交通の空白地帯に村営バスを運行し、生活交通を確保。

運営2系統

奥線(辺戸名～奥)

東線(辺戸名～安波・楚洲)



イメージ画像

全国離島交流中学生野球大会への派遣(竹富町)

全国の離島チームとの交流試合、元プロ野球選手の野球教室など、野球を通しての人づくり、交流促進を図ることを目的に町内中学生を派遣。



過疎地域自立促進特別事業(過疎債ソフト)とは

平成22年の過疎法の一部改正により、いわゆるソフト事業の実施につき、当該市町村が必要とする経費が新たに対象とされた。

対象とする経費は、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る事業(基金の積立てを含む。)につき、当該市町村が必要とする経費(出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。)で、次の経費を除くものとされている。

- ・市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ・生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ・地方債の元利償還金に要する経費

なお、総務省令において市町村ごとに**発行限度額**が定められている。

※ 過疎債は、充当率原則100%、後年度の元利償還金の70%を交付税措置される。

過疎債ソフトの活用例

| 事業名 | 予算内容 |
|-----------------|--|
| 診療所運営補助金 | 医師会と契約し、診療所の運営費を補助する。 |
| 男女特有のがん検診事業 | 沖縄本島の検診機関に婦人検診及びがん検診の実施を委託し、町内において検診を集団実施する。 |
| 高齢者等買い物支援事業 | 社会福祉協議会に委託し、高齢者、障害者等に対する買い物同行支援を行う。 |
| 村営バス運営事業 | 民間路線の廃止に伴い、村営バスを運行する。 |
| ●●まつり運営補助 | 村民参加型のまつりを開催する。 |
| ●●マラソン運営補助 | 地域活性化に寄与するマラソン大会を開催する。 |
| シークワサー新商品開発推進事業 | 加工関連事業所等が行う新たな加工品開発に対し助成する。 |
| ホームステイ事業 | 町内の中学生を対象に、米国での海外研修を実施する。 |

過疎債ソフトの発行限度額について

【算式】

$$A \times (0.56 - B) \times 1/15$$

※ A: 前年度の基準財政需要額

B: 財政力指数

※ 最低限度額: 3,500万円

※ 平成24年度から発行限度額を最大2倍まで引き上げる運用の弾力化を実施。(1次分では発行限度額の範囲でしか要望できないが、2次分では、発行限度額の2倍まで要望可能となった。)

| 過疎市町村名 | H30発行限度額 (百万円) |
|--------|-------------------|
| 宮古島市 | 247.1 |
| 国頭村 | 64.4 |
| 大宜味村 | 35.0 |
| 東村 | 37.4 |
| 本部町 | 54.3 |
| 伊江村 | 60.1 |
| 渡嘉敷村 | 35.0 |
| 座間味村 | 35.0 |
| 粟国村 | 35.0 |
| 渡名喜村 | 35.0 |
| 南大東村 | 35.0 |
| 北大東村 | 35.0 |
| 伊平屋村 | 35.0 |
| 伊是名村 | 35.0 |
| 久米島町 | 106.1 |
| 多良間村 | 35.0 |
| 竹富町 | 81.3 |
| 与那国町 | 40.5 |
| 合計 | 1,041.2 |

有利な制度なので、積極的に活用してほしい。

平成31年度過疎債ソフト分発行限度額一覧

| ※ | 団体コード | 都道府県 | 過疎市町村名 | H31年度発行限度額 | | | 発行限度額 (百万円) D |
|---|--------|------|--------|--------------|---------------|------------------------|---------------------|
| | | | | 一本算定 (千円) | 合併算定替 (千円) | 左記A・Bの 大きい方 (千円) | |
| | | | | A | B | C | |
| | 047214 | 沖縄県 | 宮古島市 | 238,769 | 246,493 | 246,493 | 246.4 |
| | 047301 | 沖縄県 | 国頭村 | 63,221 | | 63,221 | 63.2 |
| | 047302 | 沖縄県 | 大宜味村 | 35,000 | | 35,000 | 35.0 |
| | 047303 | 沖縄県 | 東村 | 36,964 | | 36,964 | 36.9 |
| | 047308 | 沖縄県 | 本部町 | 52,138 | | 52,138 | 52.1 |
| | 047315 | 沖縄県 | 伊江村 | 60,953 | | 60,953 | 60.9 |
| | 047353 | 沖縄県 | 渡嘉敷村 | 35,000 | | 35,000 | 35.0 |
| | 047354 | 沖縄県 | 座間味村 | 35,000 | | 35,000 | 35.0 |
| | 047355 | 沖縄県 | 粟国村 | 35,000 | | 35,000 | 35.0 |
| | 047356 | 沖縄県 | 渡名喜村 | 35,000 | | 35,000 | 35.0 |
| | 047357 | 沖縄県 | 南大東村 | 35,000 | | 35,000 | 35.0 |
| | 047358 | 沖縄県 | 北大東村 | 35,000 | | 35,000 | 35.0 |
| | 047359 | 沖縄県 | 伊平屋村 | 35,000 | | 35,000 | 35.0 |
| | 047360 | 沖縄県 | 伊是名村 | 35,736 | | 35,736 | 35.7 |
| ○ | 047361 | 沖縄県 | 久米島町 | 84,916 | 105,799 | 105,799 | 105.7 |
| | 047375 | 沖縄県 | 多良間村 | 35,000 | | 35,000 | 35.0 |
| | 047381 | 沖縄県 | 竹富町 | 81,597 | | 81,597 | 81.5 |
| | 047382 | 沖縄県 | 与那国町 | 41,298 | | 41,298 | 41.2 |

| | |
|---------------------|---------|
| 発行限度額 都道府県分合計額(百万円) | 1,038.6 |
|---------------------|---------|

(留意事項)

- ・行が不足する場合は、適宜追加してください。
- ・発行限度額が35,000千円を下回る場合は、発行限度額欄(D欄)は35.0と記入してください。
- ・発行限度額欄(D欄)の単位は百万円とし、小数点第1位(十万円)まで記入してください。
- ・都道府県においては、「発行限度額 都道府県分合計額」欄に、
指定都市分を除く各団体の発行限度額の合計額を記入してください。
- ・「合併算定替の適用が終了する合併前過疎市町村」を含む市町村については、
B列「※」欄に「○」をつけてください。